



市政羅針盤

市長が自ら、市政運営の方針を分かりやすくお伝えします。 〇秘書課 ☎36-7117

今月のテーマ 市役所新庁舎建設の必要性について

現在の市役所庁舎は、昭和 37 年(1962 年)に竣工し、建設から約 60 年を迎えます。もし今、南海トラフ地震等の大規模地震に見舞われたら、現庁舎では市民の安全・安心を図るための災害対応機能や、その後の復旧や復興に向けた市役所機能を維持できるかなど、大きな不安材料を抱えています。

また、2 度の合併を経て、庁舎面積の不足、建物・設備の老朽化などの課題も抱えており、このまま長期間使用することは困難な状況になっています。そのため、財源として基金を積み立て、有利な市債である合併特例事業債、合併推進事業債の発行期限に注視しながら、事業スケジュールを調整してまいりました。本年 2 月議会でも予算をお認めいただきましたが、いま一度市役所新庁舎建設がこのコロナ禍においても必要な理由についてお話ししたいと思います。

市民の皆さんの中には「耐震補強をしているはずだ」とおっしゃる方もおられます。確かに、平成 14 年度に「制震補強工法による耐震改修工事」を実施しています。しかし平成 27 年度に実施した耐震性評価の中では全体の経年劣化は否めず、雨漏り、天井の垂下、空調機器や給排水設備の老朽化などが著しいとの指摘を受けています。

最近では、令和元年度にエレベーターが故障し、その改修工事に約 1,000 万円かかりました。他にも 1 階のエアコンの一部が運転不能になり、取り換え工事に約 200 万円かかるなど、設備の老朽化が顕著となり、平成 27 年度の評価どおりの状況となっています。毎年度、多額の修繕費などが必要になっていきますが、建物の寿命を考えると、さらなる設備投資などは極力抑えたいところです。

市民の皆さまには、建物の老朽化は理解されても一番心配されるのが、財政負担のことだと思います。次の世代に、大きな負担を残すことはないのかと。私も将来的な財政負担が、最も懸念される課題であると認識し、周到に準備を進めてまいりました。

市の自前財源で不足する部分は市債の借入れを行います。最も有利な市債である「合併特例事業債」は、令和 7 年度までに完了する事業に充当可能です。ただ、合併特例事業債のみでは財源を賅うことができないた

め、「合併推進事業債」も併用する計画で、両方を使う場合は、期限の短い方に合わせて事業を完了することになります。これにより、建設事業費 81.7 億円に充てる市債約 65 億円のうち、約 40 億円が普通交付税の基準財政需要額として国から財政措置をされる見込みです。合併にかかる有利な市債を使えるこの機を逃したら、市独自の財源で、いつ新庁舎の建設に踏み切れるでしょうか。鉄筋コンクリート造の建物の法定耐用年数は 50 年とされており、既に 60 年が経過しようとしていることから、現庁舎の建て替え先延ばしは難しい現状です。

私たちの安全・安心を脅かすのは、新型コロナウイルスだけではなくありません。大地震も豪雨災害もいつ襲ってくるかわからず、私たちは、新型コロナウイルス感染症拡大と自然災害という“複合災害”がいつ起きてもおかしくない中にいます。島田市民の安全・安心を守る重要な拠点は、まさに市役所なのです。災害発生に当たり市役所が被害を受けず職員の命を守れた自治体は、東日本大震災のときも復旧・復興への取り掛かりが早く、市町によって差があったとの報告もありました。

また、コロナ禍によって落ち込んだ地域経済を活性化させる意味においても、現在計画しているスケジュールに沿って事業を進めることが最も適切であると判断しました。厳しい状況にある市内経済を浮揚させるためにも、公共事業（新庁舎建設）は大きな経済対策となります。

昨年度は、詳細設計の見直しを図り、更なる事業費圧縮に努めました。市民の皆さまのご理解とご協力を得て、市役所新庁舎の建設を計画通り進めさせていただきたいと存じます。



市役所新庁舎の外観イメージ図